

事務連絡
平成20年7月24日

社団法人日本産婦人科医会 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

岩手県沿岸北部地震被災地における妊産婦、乳幼児等への対応について（協力依頼）

母子保健行政につきましては、日頃より多大なるご理解ご協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、妊産婦、乳幼児等は被災したことにより身体的、精神的にも厳しい状況に置かれ、それにより、妊婦では流早産のおそれや胎児の健康状態悪化が、また、産後の母子については、母乳分泌低下やそれに伴う児の栄養低下、情緒不安定など健康問題が生じる可能性があり、産婦人科医師や助産師等専門職の協力を得て、健康相談やメンタルヘルスを含めた相談、母乳マッサージなどの支援をする必要があります。

また、乳幼児等については、健康、栄養状態に十分な配慮が必要ですが、震災による心的外傷後ストレス症候群（いわゆるP T S D）など心理的に不安定な症状を呈するおそれもありますので、小児科医師等の協力による専門的・長期的な支援が必要であると考えられます。

これらを踏まえ、貴会におかれましても被災地への協力について、特段のご配慮をお願いいたします。

また、別添のとおり、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県母子保健主管部（局）宛事務連絡を発出しておりますことを申し添えます。



別添

事務連絡
平成20年7月24日

青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県

母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

岩手県沿岸北部地震被災地における妊産婦、乳幼児等への
対応について

母子保健行政につきましては、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝申し上げます。

さて、岩手県沿岸北部地震に伴う災害発生により、被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われます。特に、妊産婦、乳幼児等に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であり、継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

ついては、今般、このような被災地の状況に鑑み、別添のとおり関係団体に協力を依頼したところでありますので、被災者の状況に応じ、関係団体とも連絡、調整の上、適切な対応をよろしくお願ひいたします。